

2 道内におけるSARSに関する相談・届出窓口

【相談・届出は次の窓口へ】

保健所名	電話番号	保健所名	電話番号
渡島保健所	0138-47-9000	札幌市保健所	011-622-5151
江差保健所	01395-2-1053	旭川市保健所	0166-26-1111
八雲保健所	01376-3-2168	小樽市保健所	0134-22-3117
江別保健所	011-383-2111	市立函館保健所	0138-32-1539
千歳保健所	0123-23-3175		
倶知安保健所	0136-22-1111	北海道保健福祉部 健康安全局	011-231-4111
岩内保健所	0135-62-1537		
岩見沢保健所	0126-23-2231		
滝川保健所	0125-24-6201		
深川保健所	0164-22-1421		
室蘭保健所	0143-22-9131		
苫小牧保健所	0144-34-4168		
浦河保健所	01462-2-3071		
静内保健所	01464-2-0251		
上川保健所	0166-46-5111		
名寄保健所	01654-3-3121		
富良野保健所	0167-23-3161		
留萌保健所	0164-42-1511		
稚内保健所	0162-33-2510		
北見保健所	0157-24-4171		
網走保健所	0152-44-7171		
紋別保健所	01582-3-3108		
帯広保健所	0155-24-3111		
釧路保健所	0154-22-1233		
根室保健所	01532-3-5161		
中標津保健所	01537-2-2168		

3 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 及び検疫法の一部を改正する法律」の概要

・感染症法の改正内容

1. 緊急時における感染症対策の強化

(1) 感染症の発生状況等の調査に関する国の事務の追加(第15条関係)

厚生労働大臣は、緊急の必要があると認めるときは、自ら感染症の発生状況等の調査を行うことができる。

(2) 緊急時における感染症の予防等に関する計画の策定(第9条、第10条関係)

厚生労働大臣の定める基本指針及び都道府県の定める予防計画の中に、緊急時における感染症の予防等の計画の策定に関する事項を追加した。

(3) 関係行政機関に対する指示権限の創設(第63条の2関係)

厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、この法律の規定により都道府県知事等が行うこととされている事務に関し、必要な指示をすることができる。

2. 動物由来感染症対策の強化

(1) 動物の輸入に係る届出制度の創設(第56条の2関係)

感染症を感染させるおそれがある動物及びその死体を輸入する者は、輸出国における検査の結果、感染症にかかっていない旨の証明書を添付するとともに、種類、数量、輸入の時期等を届け出なければならない。

(2) 感染症を感染させる動物等の調査(第15条関係)

感染症の発生状況等の調査において、感染症を感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者等に対し質問・調査することができることを明確化した。

(3) 獣医師等の責務規定の創設(第5条の2関係)

獣医師、獣医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならない。

また、動物等取扱業者は、動物の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3. 感染症法の対象疾病及び疾病分類の見直し等

(1) 感染症の類型の見直し等(第6条関係)

一類感染症に「重症急性呼吸器症候群」及び「痘そう」(天然痘)を追加した。

四類感染症のうち鳥インフルエンザ等について、媒介動物の輸入規制、消毒、ねずみ等の駆除等の措置を講ずることができるようにするため、四類感染症の類型を見直した。

(2) 都道府県等による迅速な措置(第27条、第28条、第29条関係)

都道府県知事等は、市町村に指示するだけでなく、消毒及びねずみ等の駆除の措置を自ら行うことができる。

(3) 地方公共団体における調査体制の強化・連携(第15条関係)

都道府県等は、感染症の発生状況等の調査を行うため、他の都道府県等に対し、検査研究機関の職員の派遣等の協力を求めることができる。

4. 検疫との連携(第15条の2関係)

都道府県知事等は、検疫法に基づき、検疫所長から検疫感染症に感染したおそれのある者であって健康状態に異状が生じたものに係る通知を受けたときは、当該者に対し必要な質問又は調査を行うことができる。

5. 罰則

2(1)及び4に係る罰則を整備した。

． 検疫法の改正内容

1． 検疫感染症に感染したおそれのある者に対する入国後の健康状態の確認等（第18条関係）

検疫所長は、検疫感染症の病原体に感染したおそれのある者に対し、旅券の提示を求め、入国後の居所、連絡先、氏名及び旅程等の報告を求めるとともに、一定の期間、健康状態の報告を求め、質問を行うことができる。

検疫所長は、の結果、健康状態に異状が生じた者を確認したときは、保健所その他の医療機関の診察を受けるべき旨その他必要な事項を指示するとともに、当該指示した旨を当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事等に通知しなければならない。

2． 新感染症についての医師の診察（第34条の2関係）

厚生労働大臣は、外国に新感染症が発生した場合、当該新感染症の発生を予防し、まん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、検疫所長に、当該新感染症にかかっていると疑われる者に対する診察を行うことを行わせることができる。

3． 病原体の検査が必要な感染症の検疫感染症への追加（第2条関係）

国内への病原体の侵入を防止するため、医師による診察及び病原体の有無の検査が必要な感染症（デング熱、マラリア等）を検疫の対象となる感染症に機動的に追加することができるよう、検疫感染症の規定方法を見直した。

4． 新四類感染症に係る応急措置等（第24条、第26条の3関係）

感染症法の四類感染症の類型の見直しに伴い、

新四類感染症の患者等を発見した場合の診察・消毒等の応急措置

新四類感染症の病原体保有者を発見した場合の都道府県知事等への通知の規定を整備した。

5． 罰則

1及び2に係る罰則を整備した。

． 施行期日

公布の日から起算して20日を経過した日（平成15年11月5日）。ただし、動物の輸入に係る届出制度の創設は、公布の日から2年以内で政令で定める日。

4 感染症法における対象疾病の分類

1 類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 追加・・・SARS、天然痘
2 類	急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス
3 類	腸管出血性大腸菌感染症
4 類	ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む）、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、腎症候性出血熱、炭疽、ツツガムシ病、デング熱、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発疹チフス、マラリア、ライム病、レジオネラ症 追加・・・急性A型ウイルス肝炎、急性E型ウイルス肝炎、高病原性トリ型インフルエンザ、サル痘、ニバウイルス感染症、野兔病、リッサウイルス感染症、レプトスピラ症 変更・・・ポツリヌス症（「乳児ポツリヌス症（4類全数）」を変更）
5 類	（全数）アメーバ赤痢、急性ウイルス肝炎（A型及びE型を除く）、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風疹症候群、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性腸球菌感染症 （定点）咽頭結膜熱、インフルエンザ、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く）、細菌性髄膜炎、水痘、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、成人麻疹、手足口病、伝染性紅斑、突発性発疹、百日咳、風疹、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、麻疹（成人麻疹を除く）、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症 追加・・・バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症（全数）、RSウイルス感染症（定点） 変更・・・尖圭コンジローマ（定点）（「尖形コンジローマ」から変更）、急性脳炎（定点把握から全数把握に変更）

（注） 旧4類感染症は、感染症法の改正により、媒介動物の輸入規制、消毒、ねずみ等の駆除、物件に係る措置を講ずることができる4類感染症と、従来どおり発生動向調査のみを行う5類感染症に分類された。

5 感染症法における疾病分類別の主な措置

主 な 措 置		一 類 感染症	二 類 感染症	三 類 感染症	四 類 感染症	五 類 感染症	指 定 感染症
疾病名の規定方法		法 律	法 律	法 律	政 令	省 令	政 令
8 条	疑似症患者への適用			×	×	×	
	無症状病原体保有者への適用		×	×	×	×	×
12,14 条	医師の届け出	(直ちに)	(直ちに)	(直ちに)	(直ちに)	(7日以内)	(直ちに)
13 条	獣医師の届け出					×	
15 条	積極的疫学調査						
17 条	健康診断				×	×	
18 条	就業制限				×	×	
19 条	入院の勧告・措置			×	×	×	
21 条	移送			×	×	×	
27 条	汚染された場所の消毒					×	
28 条	ねずみ族、昆虫等の駆除					×	
29 条	汚染された物件に係る措置 (移動制限、禁止消毒、廃棄)					×	
30 条	死体の移動制限				×	×	
31 条	生活用水の使用制限等				×	×	
32 条	建物の立入制限・封鎖		×	×	×	×	
33 条	交通制限		×	×	×	×	×
54,55 条	動物の輸入禁止、輸入検疫					×	

- 1 SARSは、平成15年7月14日付けで指定感染症に指定され、その後、平成15年11月5日付けで一類感染症に改正された。
- 2 一類感染症、二類感染症、三類感染症の取扱いについては、法改正後もこれまでと変わらない。

6 検疫所から帰国時・入国時に渡される文書等
(平成15年11月5日改正)

【検疫所文書 1】

厚生労働省・検疫所

健康状態質問票

氏名 _____

性別 男 女 年齢 _____ パスポート番号 _____

職業 _____

到着月日 _____ 便名 _____ 座席番号 _____

今回旅行された滞在国名(過去10日) _____

日本及び本国での住所、連絡先

日本:

電話番号: _____ - _____ - _____

本国:

電話番号: _____ - _____ - _____

あなたの健康状態について、記入してください

発熱	あり	なし
せき	あり	なし
呼吸困難	あり	なし
解熱剤の使用の有無	あり	なし
その他の症状	あり	なし

()

SARSの疑いのある人との到着前10日以内の接触状況について、記入してください

SARSの疑いがある患者を治療している医療機関で

働いていたことがありますか。..... あり なし

同居の家族等でSARSの疑いで入院した人がいますか。..... あり なし

その他、SARSの疑いで入院した患者を見舞うなどで接触したことがありますか。
..... あり なし

上記のとおり申告いたします。

年 月 日

署名 _____

この質問票は検疫法第12条に基づく検疫手続を簡略化するためのものですから、正確に記入して下さい。

質問に答えなかった方又は虚偽の申告をした方は、検疫法第36条第3号の規定により懲役又は罰金に処されることがあります。

SARSの地域内伝播があった地域に滞在された入国者の方へ

1. SARSの潜伏期間は10日間といわれています。

この間は、念のため、以下のような対応をしてください。

(1) 入国後10日間は朝夕の体温測定を実施し、各人の健康状態を確認してください。

(2) 下記の症状が一つでもでたら、保健所に相談するか、感染地域からの帰国であることをあらかじめ電話等で告げてから医師の診察を受けてください。その際は、マスクを着用してください。

・発熱 ・せき ・呼吸困難

2. 家族等であなたが接触（特に症状が発生して以後）した人に上記の症状が発生したら、SARSに感染しているおそれがある旨を、事前に最寄りの保健所又は医療機関に電話で連絡し、その指示に従って下さい。

厚生労働省・検疫所

【検疫所文書 3】

太枠内を記入して下さい。

氏名：		
年齢：	性別： 男 女 国籍：	
職業：		
SARS患者と接触した又は接触した可能性がある場所（病院名等）： （病院名等） （国名）		
日本国内における連絡先（旅行の場合は下段に日程等を記入）： （住所） （電話番号）		
旅 行 日 程 等	滞在期間	連絡先
	月 日	宿泊先：
	ゝ	住 所：
	月 日	電話番号：
	月 日	宿泊先：
	ゝ	住 所：
	月 日	電話番号：
	月 日	宿泊先：
	ゝ	住 所：
	月 日	電話番号：
日本出国予定日： 年 月 日 空港： 便名：		
ツアーの場合旅行代理店名等を記入し、日程表がある場合はその写しを添付して下さい 代理店名等： 代理店住所： 電話番号： 担当者名：		

本日から12日間以内の連絡先を記入してください。

この質問は、検疫法第18条第2項に規定するものですから、正確に記入して下さい。

なお、検疫所に報告いただいた情報については、個人情報の保護のため厳重に管理します。

また、質問に答えなかった方又は虚偽の申告をした方は、検疫法第36条第7号の規定により懲役又は罰金に処されることがあります。

検疫所記入欄

健康診断の状況	
・発熱《有・無》（健康診断時の体温 ）	
・咳、呼吸困難感等の呼吸器症状《有・無》	
診察年月日：	年 月 日 担当医名：
検疫所名：	整理番号：

日本に滞在される方へ

本日から以下に定める期間中、は次の項目に従ってください。

- ・下記の期間中は、毎日2回（朝、夕）体温測定を行ってください。
- ・体温測定の結果を下記の連絡先へ報告してください。
報告の際には、あなたの名前、整理番号も必ず連絡してください。
- ・期間中、発熱又は咳、呼吸困難などの呼吸器症状があらわれた場合は直ちに下記の連絡先へ電話し、検疫所担当官の指示に従ってください。
- ・この期間の最終日よりも前に出国される場合には、出国時に下記の連絡先へ電話し、出国される旨を連絡してください。

あなたの整理番号_____

検疫所への報告が必要な期間_____月_____日まで

連絡先

厚生労働省	検疫所検疫課
住所	県 市 町 1 - 2 - 2
電話	- - 朝の報告（ 時～ 時） 夕の報告（ 時～ 時）
発熱等の症状が出た際の、緊急連絡先（上記時間帯以外）	
090 - -	

注1) この報告は、検疫法第18条第2項に規定するものですから、正確に報告して下さい。

報告しなかった方又は虚偽の報告をした方は、検疫法第36条第7号の規定により懲役又は罰金に処されることがあります。

注2) 発熱、咳、呼吸困難などの症状が現れた場合には、保健所などの行政機関が、健康診断の受診や入院をお願いする場合がありますが、この場合には、医療費の自己負担は原則としてありません。

【検疫所文書 5】

年 月 日 時 分

_____ 殿
 (都道府県知事)

_____ 検疫所長

検疫法第 18 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり通知します。

氏名：		
年齢：	性別： 国籍：	
職業：		
SARS患者と接触した又は接触した可能性がある場所及び国名： (病院名等) (国名)		
日本国内における連絡先 (旅行の場合は下段に日程等を記入)： (住所) (電話番号)		
旅行日程等	滞在期間	連絡先
	月 日 ゝ 月 日	宿泊先： 住 所： 電話番号：
	月 日 ゝ 月 日	宿泊先： 住 所： 電話番号：
	月 日 ゝ 月 日	宿泊先： 住 所： 電話番号：
	日本出国予定日： 年 月 日 空港：	便名：
	その他 (ツアーの場合旅行代理店名等を記入)	

入国時の健康状況： (入国年月日 年 月 日) ・体温 ・咳、呼吸困難感等の呼吸器症状 《 有 ・ 無 》 ・その他
入国後の健康状況： ・体温 ・その他
当該者に指示した事項、感染症のまん延防止・医療に必要な事項等：